

# 兵庫県公報

平成22年4月1日 木曜日 第8号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

教育長訓令	ページ
○ 教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令 .....	1

## 教 育 長 訓 令

### 兵庫県教育長訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関  
教 育 機 関

教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

兵庫県教育長 大 西 孝

#### 教育委員会事務局等職員服務規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等職員服務規程（昭和44年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第19条を次のように改める。

（勤務時間）

第19条 職員の勤務時間については、教育委員会事務局等職員の勤務時間に関する規則（平成21年兵庫県教育委員会規則第12号）の定めるところによる。

第22条第1項中「特別休暇」の右に「、育児休暇」を加え、同条第3項中「又は外国へ旅行する場合」を削る。

第28条第1項中「服務、勤務時間等」を「服務等」に改める。

様式第6号を次のように改める。

